

奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三十四号

奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する

条例

奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例（平成二十七年十二月奈良県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「下欄に掲げる事務」の下に「、別表第二の上欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務」を加え、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 別表第二の上欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の下欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

第五条第一項中「別表第二」を「別表第三」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第四条関係）

執行機関	事務
一 知事	奈良県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県若しくは和歌山県内の私立高等学校及び私立中等教育学校の後期課程（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項に規定する通信制の課程及び同法第五十八条第一項に規定する専攻科

	二 知事	を除く。）又は奈良県内の私立専修学校の高等課程を設置する学校法人が生徒又は学生の保護者等（奈良県内に住所を有する者に限る。）に対して実施する授業料軽減事業に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
	三 知事	私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）に在学する生徒又は学生の保護者等（奈良県内に住所を有する者に限る。）に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
	四 知事	高等学校等を退学した後、再び奈良県内の私立の高等学校等で学び直す者に対する高等学校等就学支援金に相当する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
	五 教育委員 会	奈良県内の私立の小学校、中学校等に在学する児童又は生徒の保護者等から委任を受けた学校設置者に対する就学支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
	六 教育委員 会	奈良県高等学校等奨学金貸与条例（平成十四年三月奈良県条例第四十九号）による奨学金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
	七 教育委員 会	国立又は公立の高等学校等に在学する生徒又は学生の保護者等（奈良県内に住所を有する者に限る。）に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
	七 教育委員 会	高等学校等を退学した後、再び奈良県内の公立の高等学校等で学び直す者に対する高等学校等就学支援金に相当する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

八 教育委員 会	奈良県内の特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四百四十四号）によるものを除く。）であつて規則で定めるもの
----------------	---

別表第二（第四条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
知事	私立の高等学校等に在学する生徒又は学生の保護者等（奈良県内に住所を有する者に限る。）に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）による保護の実施に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であつて規則で定めるもの

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三（第五条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
一 知事	法別表第二の第二欄に掲げる事務	教育委員会	当該事務の区分に応じ、法別表第二の第四欄に掲げる情報
二 教育委員 会	法別表第二の第二欄に掲げる事務	知事	当該事務の区分に応じ、法別表第二の第四欄に掲げる情報

三 教育委員 会	奈良県高等学校等奨 学金貸与条例による 奨学金の貸与に関す る事務であつて規則 で定めるもの	知事	生活保護関係情報であつ て規則で定めるもの
四 教育委員 会	国立又は公立の高等 学校等に在学する生 徒又は学生の保護者 等（奈良県内に住所 を有する者に限る。 ）に対する奨学のた めの給付金の支給に 関する事務であつて 規則で定めるもの	知事	生活保護関係情報であつ て規則で定めるもの
五 教育委員 会	奈良県内の特別支援 学校等への就学のた め必要な経費の支弁 に関する事務（特別 支援学校への就学奨 励に関する法律によ るものを除く。）で あつて規則で定める もの	知事	生活保護関係情報であつ て規則で定めるもの

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。